NPO 法人八千代市スポーツ協会　定款

第１章　　総　　則

（名称）

第１条　この法人は、NPO 法人八千代市スポーツ協会という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を千葉県八千代市萱田１２２０八千代市市民体育館内に置く。

第２章　目 的 及 び 事業

（目的）

第３条　この法人は、八千代市における体育とスポーツ団体を統括し、これを代表する組織であってスポーツの発展と市民体育の振興を進め、市民の健康の維持増進と体力の向上を図り、健康で明るい八千代市民の育成に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(2)　まちづくりの推進を図る活動

(3)　社会教育の推進を図る活動

(4)　子どもの健全育成を図る活動

(5)　保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（事業の種類）

第５条　この法人は，その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　特定非営利活動に係わる事業

①市民スポーツの普及・推進事業

②選手並びに指導者の派遣事業

③スポーツ指導者の養成、登録事業

④スポーツ教室などの開催事業

⑤スポーツ大会などの開催事業

⑥表彰に関すること

⑦スポーツ情報の収集及び提供事業

⑧スポーツ・体育施設等の維持、管理、運営の受託事業

⑨その他目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

①物品などの販売事業

第３章　　会　　員

（種別）

第６条　この法人の会員は，次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

(1) 正 会 員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 協賛会員　この法人の事業を協賛するために入会した個人及び団体

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとする者は，会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して２年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

（退会）

第 10 条　会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第 11 条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第 12 条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金は返還しない。

第４章　　役　員

（種別及び定数）

第 13 条　この法人に、次の役員を置く。

(1)　理事　３人以上１５人以内

(2)　監事　１人以上３人以内

２　理事の中から次の役職を選ぶ。

会長　１名・副会長　若干名・理事長　１名・副理事長　若干名

（選任等）

第 14 条　理事及び監事は総会において選任する。

２　会長及び副会長並びに理事長、副理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

（職務）

第 15 条　会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

４　理事長は、理事会を代表し会務をつかさどる。

５　副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

６　理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

７　監事は次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること

(2)　この法人の財産の状況を監査すること

(3)　前２号の規定による監査の結果，この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第 16 条　役員の任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。

2　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4　役員は、就任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第 17 条　理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第 18 条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　職務の執行に堪えられない状況にあると認められるとき。

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第 19 条　役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第 5 章　　会　　議

（種別）

第 20 条　この法人の会議は総会、及び理事会の 2 種とする

2　総会は通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第 21 条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第 22 条　総会は、以下の事項について議決する。

(1)　定款の変更

(2)　解散

(3)　合併

(4)　事業計画及び予算並びにその変更

(5)　事業報告及び決算

(6)　役員の選任又は解任、報酬及び費用弁償

(7) 入会金及び会費の額
(8) 除名
(9) 資産の管理の方法
(10) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 46 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(11) 清算人の選任
(12) 事務局の組織及び運営
(13) その他運営に関する重要事項

（開催）

第 23 条　通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった時。
(3) 第 15 条第 7 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。
(4) 法第 14 条の 3 第 1 項の規定により理事から招集があったとき。

（総会の招集）

第 24 条　総会は、第 23 条第 2 項第 3 号又は第 4 号の場合を除き、会長が招集する。

2　会長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催の日の 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 25 条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、会長がこれにあたる。

（定足数）

第 26 条　総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 27 条　総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）
第 28 条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3　前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 項及び第 47 条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。
（議事録）
第 29 条　総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　開催の日時及び場所
(2)　正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には, 議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
3　前 2 項の規定に関わらず、正会員が書面を持って同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3)　総会の決議があったものとみなされた日
(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
（理事会の構成）
第 30 条　理事会は理事をもって構成する。
（理事会の権能）
第 31 条　理事会はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1)　総会に付議すべき事項
(2)　総会で議決した事項の執行に関する事項
(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
（理事会の開催）
第 32 条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する

(1)　理事長が必要と認めたとき
(2)　理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
(3)　第 15 条第７項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第 33 条　理事会は理事長が招集する。

２　理事長は、第 32 条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から２０日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の５日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第 35 条　理事会における議決事項は、第 33 条第３号の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

（表決権等）

第 36 条　各理事の表決権は平等なものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、前条及び第 37 条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の表決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所
(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第６章　　資産及び会計

（資産の構成）

第 38 条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する

(1)　設立当初の財産目録に記載された資産

(2)　入会金及び会費

(3)　寄付金品

(4)　財産から生じる収益

(5)　事業に伴う収益

(6)　その他の収益

（資産の管理）

第 39 条　この法人の資産は会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て会長が別に定める。

（会計の原則）

第 40 条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）

第 41 条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 42 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算の成立の日まで前年事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算及び事業計画の追加及び更生）

第 43 条　議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、暫定予算及び事業計画の追加又は更生をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 44 条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第 45 条　この法人の事業年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（臨時の措置）

第 46 条　予算をもって定めるものの他、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経ねばならない。

第　7　章　　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 47 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第 48 条　この法人は次の各号に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の議決

(2)　目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能

(3)　正会員の欠亡

(4)　合併

(5)　破産手続きの開始の決定

(6)　所轄庁による設立の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承認を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第 49 条　この法人が解散(破産手続き開始の決定による解散を除く。)するときは総会において、清算人を選任する。又は選任しない場合は理事が清算人となる。

（残余財産の帰属）

第 50 条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第 11 条第３項に掲げる者のうち、千葉県八千代市に譲渡するものとする。

（合併）

第 51 条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章　　公告の方法

（公告の方法）

第 52 条　この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示すると共に、官報に掲載して行う。

ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 9 章　　事務局

（事務局の設置）

第 53 条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2　事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3　事務局長及びその他の職員は、会長が任免する。

4　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第 １０ 章　　雑　則

(細則)

第 54 条　この定款の施行について必要な細則は、総会の議決を経て、会長がこれ定める。

付則

1　この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理　事　　佐々木　　勝
理　事　　小野寺　　米　蔵
理　事　　飯　島　　好　美
理　事　　上　代　　修　二
理　事　　豊　田　　正　昭
理　事　　若　松　　竜　二
理　事　　宮　下　　修
理　事　　金　子　　寿　次
理　事　　川　島　　慎　一
理　事　　荒　木　　奉　長
理　事　　升　野　　嘉　久
理　事　　田　邊　　洋　介
理　事　　林　　輝　明
理　事　　蜂　谷　　玲　子
監　事　　中　台　　光　一
監　事　　篠　原　　三　郎

3　この法人の設立当初の役員の任期は第16条第１項の規定に係わらず、この法人が成立した日から平成２７年６月３０日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 41 条の規定に係わらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第 45 条の規定に係わらず、設立の日から平成２６年３月３１日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定に係わらず、次に掲げる額とする。

(1)　正 会 員

	入会金		１０，０００円
	会費	年会費	１０，０００円

(2)　協賛会員

個人	入会金		１０，０００円
	会費	年会費	５，０００円
団体	入会金		２０，０００円
	会費	年会費	１０．０００円

※平成３０年５月２６日　定款一部（第８章第５２条第１項）改正
※令和　３年３月１８日　定款一部（第１章第１条）改正
※令和　８年５月２９日　定款一部（第１章第１条）改正